

熊本市市役所改革推進委員会運営要綱

制定 令和2年 4月 1日市長決裁

改正 令和4年 1月11日改革プロジェクト推進課長決裁

改正 令和8年 4月 1日改革プロジェクト推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市市役所改革推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(書面審議)

第6条 会長は、緊急の必要性があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、審議会の会議に代えることができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、改革プロジェクト推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。